

須恵町役場各課へのダイヤルインのお知らせ

平成22年8月2日(月)から、須恵町役場各課に直接電話がかけられる「ダイヤルイン方式」を導入いたしました。これまでは、代表番号にお電話いただいた場合、それを各課につなぐために待ち時間がありました。ダイヤルインを導入することで、ご利用のある課の電話番号にかけただけで、直接その課につながります。

どこの課にかけて良いかわからない場合は、代表電話番号に電話してください。

※代表電話番号はこれまでどおりご利用いただけます。☎092-932-1151(代表)

課名	係名	主な業務	ダイヤルイン番号
議会事務局	議会事務局	議会に関すること	932-1154
	監査委員事務局	監査に関すること	
総務課	庶務係	条例、行政相談、区長会など	932-1152
	人事給与係	職員給与、福利厚生、研修など	
	財政係	財政計画、交付税、町債、予算など	
	行政改革推進係	行政改革、電算、情報公開など	
	消防安全係	消防、防災計画、交通安全、防犯など	
まちづくり課	管財契約係	公有財産管理、入札、契約、指名願など	932-1153
	まちづくり係	総合計画、国際交流、男女共同参画、統計など	
	都市計画係	都市計画、国土利用計画など	
	広聴広報係	広聴、広報など	
建設産業課	コミュニティ係	校区コミュニティ、生涯学習、コミュニティバスなど	932-1438
	管理係	道路・構りょう・河川の管理、農業用施設維持管理など	
	事業係	災害復旧、一般土木、農業用施設整備など	
	農業振興係	農業委員会、有機農業、農業振興地域整備計画など	
上下水道課	産業振興係	林業、公園整備、商工業、鳥獣保護など	932-1445
	開発係	開発行為、建築基準法、屋外広告物など	
	上水道係	水道工事、上水道施設の維持管理など	
子ども教育課	下水道係	下水道工事、下水道施設の維持管理など	932-1459
	管理係	財政計画、上下水道料金、受益者負担金など	
	学校教育係	小中学校に関することなど	
住民課	子育て係	幼稚園、保育所、子育て支援、子ども手当など	932-1467
	住民係	戸籍、住民基本台帳、外国人登録など	
	国民健康保険係	国民年金、福祉医療、国民健康保険、後期高齢者医療など	
健康福祉課	一般福祉係	母子・父子福祉、生活保護、人権問題、配偶者への暴力相談など	932-1493
	高齢者福祉係	高齢者生活支援、成年後見支援、介護保険、介護予防、介護手当など	
	障害者福祉係	身体・知的・精神障がい者福祉、更生医療、成年後見支援など	
	衛生・環境係	清掃廃棄物(ごみ・し尿)、空地・空き家などの環境保全、公害問題、畜犬・動物保護、水害時などの支援・消毒など	
	保健予防係	予防接種、母子保健、各種検診、特定健康審査、献血など	
税務課	健康づくり係	食生活改善、栄養指導など	932-1495
	賦課係	住民税、町民税、固定資産税、軽自動車税などの賦課	
出納課	収納係	徴収、各種納税相談、税外収入など	932-1524
	出納係	公金の出納に関することなど	
社会教育課		社会教育、人権同和教育、生涯スポーツの推進、資料館および文化財保護、青少年教育、公民館事業など	934-0030



父子家庭のみなさんへ

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさんにも児童扶養手当が支給されます。(平成22年8月11月分の手当での支給は、同年12月となります。)



大事なお知らせ

○ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

○児童扶養手当を受給するためには子ども教育課へ申請(認定請求)が必要です。お問い合わせの上、平成22年11月30日までに忘れずに手続をしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)

児童扶養手当とは?

◆父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、支援される手当です。

父子家庭の支給要件は?

◆次の①⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ※支給要件に該当するかどうかは子ども教育課にご相談ください。
- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄されている子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

手当額(月額)は?

◆受給資格者(ひとり親家庭の父や

母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。

※個々の手当額については、子ども教育課にお問い合わせください。

児童1人の場合

全部支給 41720円
一部支給 9850円

児童2人以上の場合

2人目 5000円
3人目以降1人につき3000円

父子家庭の人が受給するためには?

◆児童扶養手当を受給するには、子ども教育課への申請が必要です。申請の時期については以下のとおり

申請手続きに必要なものは?

◆申請に当たっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本(本)や住民票が必要で

問合せ先

子ども教育課
☎932-1459

※平成22年11月30日までに申請いただく、次の取扱いとなります。
・平成22年7月31日までに支給要件に該当している人
・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人
11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月・11月分が支給されるのは12月です。
○11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、お問い合わせの上、平成22年11月30日までに手続をしてください。